

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この機構は、栃木県糖尿病療養指導士認定機構と称する。

(事務所)

第2条 この機構の事務所の所在地は、栃木県鹿沼市下田町 1-1033 上都賀総合病院糖尿病センター内とする。

(設立)

第3条 本会の設立日は平成28年6月29日とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この機構は、栃木県における糖尿病教育の正しい知識と技術の普及・啓発を図り、医師の指示下で熟練した療養指導を行うことのできるスタッフを栃木県糖尿病療養指導士として養成・認定することを目的とする。

(事業)

第5条 この機構は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 栃木県糖尿病療養指導士の育成および研修
- (2) 栃木県糖尿病療養指導士の認定および更新
- (3) 栃木県糖尿病療養指導士の発展・認知向上
- (4) 前条の目的を達成するための必要な事業；被認定者（栃木県糖尿病療養指導士）による療養指導士同士の交流会や報告会など

## 第3章 栃木県糖尿病療養指導士認定委員会

(認定委員会)

第6条 栃木県糖尿病療養指導士認定委員会（以下認定委員会）を次のように置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 5名以上10名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局 数名

(6) 顧問 数名

(職務)

第 7 条 委員長は、この機構を代表し会務を総括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合はその職務を代行する。顧問は機構の業務に対し、助言を行う。委員は、認定委員会を構成し、会務の執行を決定する。監事は、業務執行の状況及び財産の状況を監査する。

(任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員にふさわしくない行為があった場合、認定委員会の決議によりこれを解任することができる。

(構成及び機能)

第 9 条 認定委員会は、委員をもって構成する。認定委員会は、認定機構の最高決議機関とする。

(開催及び招集)

第 10 条 認定委員会は、必要に応じて年に 1 回以上開催する。認定委員会（会議）は、委員長が招集する。

(決議)

第 11 条 議決は委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決議に決するところによる。

## 第 4 章 会員

(会員)

第 12 条 会員は、本会の趣旨に賛同した日本糖尿病協会の会員であり、栃木県内の医療機関および職場に従事している者。

## 第 5 章 会計

(資金)

第 13 条 本会の資金は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 講習会参加費、認定（更新）手数料
  - (2) 寄付金
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) その他の収入
- (事業計画および予算)

第 14 条 事業計画およびこれに伴う収支予算は、認定委員会の決議を経なければならぬ。

(事業報告および決算)

第 15 条 事業報告および収支決算は、監事の監査を受け認定委員会の承認を受けなければならぬ。

(事業および会計年度)

第 16 条 事業および会計年度は、毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 会則

(会則の変更)

第 17 条 規約にない事項は、その都度、認定委員会で決定する。本規約の改廃は、認定委員会で行う。

### 附則

- 1 この規約は、平成 28 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 設立時の委員は、別紙の名簿どおりとする。
- 3 設立時も事業および会計年度は、設立時の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 4 設立当初の参加費・手数料は、次の掲げる額とする  
参加費、認定（更新）手数料 各 3,000 円
- 5 平成 29 年 5 月 12 日、一部改訂する（第 16 条）。